

川崎市指令環廃 第35号

許可番号 第05720000920号

産業廃棄物処分量許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

氏 名 日本ダスト 株式会社

代表取締役 吉野 建介 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成27年6月19日

川崎市長 福田 紀彦



許 可 の 年 月 日 平成27年6月21日

許 可 の 有 効 期 限 平成32年6月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、溶融、圧縮・梱包、破碎・分離）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、

(オ) 金属くず、(カ) ガラスくず、(キ) がれき類

以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 溶融に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 破碎・分離に係るもの

(ア) ガラスくず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、破碎機No. 1に係るものは硬質系の廃プラスチック類、
破碎機No. 2に係るものは紙くず、木くず及び繊維くず、破碎機No. 3に係るものは金属くず、
ガラスくず及びがれき類に限る。

イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ 破碎・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記入すること。）

別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月21日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

この写しは証明に用いることはできません

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破砕施設 (破砕機 No. 1) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1185 号)	30.2 t / 日 (廃プラスチック類)	川崎市川崎区白石町 3 番 4 4 ほか (5067 m ²)
イ 破砕施設 (破砕機 No. 2) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1186 号)	29.3 t / 日 (紙くず、木くず、繊維くず) 27.2 t / 日 (紙くず) 30.1 t / 日 (木くず) 27.0 t / 日 (繊維くず)	
ウ 破砕施設 (破砕機 No. 3) (設置年月日 平成 20 年 12 月 26 日) (許可年月日 平成 20 年 9 月 24 日) (許可番号 第 1187 号)	68.2 t / 日 (金属くず、ガラスくず、がれき類) 71.9 t / 日 (金属くず) 62.7 t / 日 (ガラスくず) 64.9 t / 日 (がれき類)	
エ 溶融施設 (溶融施設) (設置年月日 平成 12 年 5 月 25 日)	640kg / 日 (廃プラスチック類)	
オ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包施設) (設置年月日 平成 17 年 2 月 3 日)	4.8 t / 日 (廃プラスチック類、紙くず)	
カ 破砕・分離施設 (破砕・分離施設) (設置年月日 平成 23 年 6 月 1 日)	5.4 t / 日 (ガラスくず)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破砕施設一式	132.2 t / 日	破砕機 No. 1、破砕機 No. 2、破砕機 No. 3
溶融施設一式	640kg / 日	溶融施設
圧縮・梱包施設一式	4.8 t / 日	圧縮・梱包施設
破砕・分離施設一式	5.4 t / 日	破砕・分離施設

この処分が不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。